

特別定額給付金事業に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供に伴う本人通知について（概要）

1 制度の概要

(1) 目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金を給付する事業を行う。

(2) 給付対象者

令和2年4月27日（以下「基準日」という。）時点において、住民基本台帳に記録されている者

※ 以下の者も含む。

- ① 基準日以前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて区の住民基本台帳に記録されることとなったもの
- ② 基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして区長が認めるもの

(3) 給付額

給付対象者一人当たり10万円

(4) 申請・受給権者

原則として、給付対象者が属する世帯の世帯主

(5) 申請・給付手続

原則として、郵送又はオンラインによる申請

(6) 給付対象者数見込

約277,000人（申請・受給権者は約155,000人）

2 本人外収集等の状況について

(1) 本人外収集について

ア 本人外収集の必要性及び状況

① 施設入所等児童等の把握

施設入所等児童等については、施設所在自治体が特別定額給付金の支給を行うなど特別な対応を実施することから、入所の措置等を行った自治体が、施設所在自治体及び住民票所在自治体に対し、当該施設入所等児童等に係る情報提供を行うこととされている。当該情報提供が行われなかった場合、原則どおり申請・受給権者である世帯主に給付が行われることにより、施設入所等児童等が給付を得られなくなるおそれがある。この自治体間の情報提供については、原則、令和2年5月8日までの間に行うよう、4月27日に国から通知があったが、事前に運営審議会の承認を得ることが困難であったため、墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号。以下「条例」という。）第8条第2項第3号（本人

以外のものから収集することが区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。)の規定を適用することにより、入所の措置等を行った自治体から当該施設入所等児童等に係る個人情報を本人外収集している。

イ 個人情報の項目及び収集の相手方

別紙1「個人情報一覧(本人外収集・目的外利用・外部提供)」のとおり

ウ 本人外収集の方法

該当者のリストを、総合行政ネットワーク(LGWAN)回線を利用した電子メール又は郵送により収集する。

(2) 目的外利用について

ア 目的外利用の必要性及び状況

① 施設入所等児童等の把握

施設入所等児童等については、施設所在自治体が特別定額給付金の支給を行うなど特別な対応を実施することから、入所の措置等を行った自治体が、施設所在自治体及び住民票所在自治体に対し、当該施設入所等児童等に係る情報提供を行うこととされている。当該情報提供が行われなかった場合、原則どおり申請・受給権者である世帯主に給付が行われることにより、施設入所等児童等が給付を得られなくなるおそれがある。上記(1)ア①で記載したとおり、事前に運営審議会の承認を得ることが困難であったため、条例第15条第1項第3号(目的外利用することが、区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。)の規定を適用することにより、墨田区が入所の措置等を行った当該施設入所等児童等に係る個人情報を目的外利用している。

② 虐待を受けて入所の措置等が採られている障害者及び高齢者の把握

養護者等から虐待を受けて施設への入所の措置等が採られている障害者及び高齢者については、通常、施設等が所在する市町村に住民票を移しているため、住民票が所在する市町村が特別定額給付金の給付を行う。しかし、諸事情により基準日までに住民票が移すことができない場合や基準日の翌日以降に入所等の措置が採られた場合については、住民登録上養護者と同一世帯であっても、養護者による代理申請等は認めないことから、これらの者を特定し、当該障害者及び高齢者に給付が行われるようにするため、条例第15条第1項第3号の規定を適用することにより、当該障害者及び高齢者に係る個人情報を目的外利用している。

イ 個人情報の項目及び情報の保有課

別紙1「個人情報一覧(本人外収集・目的外利用・外部提供)」のとおり

ウ 目的外利用の方法

該当者のリストの作成(紙媒体又は電子媒体)

(3) 外部提供について

ア 外部提供の必要性及び状況

施設入所等児童等については、施設所在自治体が特別定額給付金の支給を行うなど特別な対応を実施することから、入所の措置等を行った自治体が、施設所在自治体及び住民票所在自治体に対し、当該施設入所等児童等に係る情報提供を行うこ

ととされている。当該情報提供が行われなかった場合、原則どおり申請・受給権者である世帯主に給付が行われることにより、施設入所等児童等が給付を得られなくなるおそれがある。上記(1)ア①で記載したとおり、事前に運営審議会の承認を得ることが困難であったため、条例第16条第1項第3号（外部提供をすることが、区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。）の規定を適用することにより、墨田区が入所の措置等を行った施設入所等児童等に係る個人情報を、施設所在自治体及び住民票所在自治体に対し外部提供している。

イ 個人情報の項目及び提供の相手方

別紙1「個人情報一覧（本人外収集・目的外利用・外部提供）」のとおり

ウ 外部提供の方法

該当者のリストを、総合行政ネットワーク（LGWAN）回線を利用した電子メール又は郵送により提供する。

3 本人への通知について

墨田区が申請書の送付を行う者に対しては、その際に併せて通知する。

墨田区が申請書の送付を行わない者に対しては、本人外収集、目的外利用及び外部提供したことのみを通知すると、本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、事業の概要及び個人情報の利用について、区ホームページ等により周知を行う。

4 情報の取扱いについて

(1) 区が実施する個人情報の保護対策

個人情報保護の観点から以下のとおり適正な情報管理を行い、漏えい、紛失、改ざん、破損、その他の事故の防止に努める。

ア 他の自治体との間で電子メールにより個人情報の収集・提供を行う場合は、総合行政ネットワーク（LGWAN）回線を使用し、個人情報を含む添付ファイルにはパスワードを設定することによりセキュリティ対策を施している。

イ 特別定額給付金事業用のシステムを構築し、申請・受給権者の手続状況等の進捗管理を行う。本システムは、インターネット環境とは分断し、外部との接続は行わない。また、当該システムで使用する端末は、盗難等を防ぐためセキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定し、使用者を特定・管理するために、二要素認証（生体認証及びID・パスワード）によるログイン認証を行っている。

ウ 施設入所等児童等又は虐待を受けて入所の措置等が採られている障害者・高齢者の把握のために提供を受けた個人情報を含む文書又は電子データは、該当者リストの作成後、適切な方法により速やかに廃棄又は消去する。

また、作成した該当者リストは、施錠管理されたキャビネット又は外部からアクセスできないデータサーバーに保管し、不要となった場合には、適切な方法により速やかに廃棄又は消去する。

エ 対象者から提出された申請書等の個人情報を含む文書は、施錠管理された書庫において、事業完了の日が属する年度の終了後5年間保存した後、適切な方法により廃棄する。

(2) 委託に係る個人情報の保護対策

事業の一部業務（申請書の作成、申請者からの相談対応、申請書の審査補助等）を委託するに当たり、当該業務の適正な情報管理を行い、漏えい、紛失、改ざん、破損、その他の事故の防止に努めるため、以下のとおり対応している。

ア 日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合し、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の「プライバシーマーク」を付与されている事業者と契約を締結している。

イ 区と委託事業者との間の契約書には、別紙2「個人情報保護に関する事項」を添付するとともに、条例等の法令の遵守義務を明記している。

ウ 業務の履行に当たり、委託事業者に区との調整役となる統括責任者を配置させるほか、委託する各業務に責任者を配置させ、事故の防止及び円滑な事務処理が行われる業務体制を確保する。

エ 業務従事者に対する個人情報の研修を、委託事業者に実施させる。

オ 申請書の作成（申請書の印字、封入・封緘作業及び発送作業）においては、データの受領から廃棄に至るまでの経過を記録に残し、作業内容の事後確認が行えるようにする。

カ 区が委託事業者へ個人情報を含む文書又は電子媒体を提供する場合は、直接手渡しすることを原則とし、また、委託事業者が区へ納品物等を輸送する場合は、委託事業者が直接持ち込むことを原則とする。

5 事務のスケジュール（予定）

令和2年4月27日～5月8日	施設入所等児童等に係る自治体間の連絡調整期間
5月13日～	オンラインによる申請受付開始
5月下旬頃～	申請・受給権者への申請書郵送開始
6月1日～	申請内容審査・特別定額給付金支給開始
8月31日	申請受付終了

※ 自治体間の連絡調整は、上記の連絡調整期間終了後も適宜行うこととされている。